

EU関税法改正： 関税評価におけるロイヤルティ規定及びファーストセール制度の改正による課税価格への影響

2013年10月に欧州議会及び欧州理事会にて一括採択された、新・欧州連合関税法典("UCC")が、2016年5月1日より適用されます。

これまで欧州議会はUCCの委任法令及び実施法令の整備を進めてきておりましたが、当該法令の非公式草案(以下、「草案」という)がこの度公表され、今後手続きを経て2015年5月までに最終版が公布される見込みです。最終版が公布されましたら詳細をお知らせしますが、当該草案には関税評価の規定に関する重要な変更が盛り込まれており、欧州へ貨物を輸出する多国籍企業の課税価格に大きなインパクトをもたらすものと考えられるため、最終版の公布に先立って重要な改正内容を紹介いたします。

1. 改正内容の概要

① ロイヤルティ及びライセンス料の取扱い

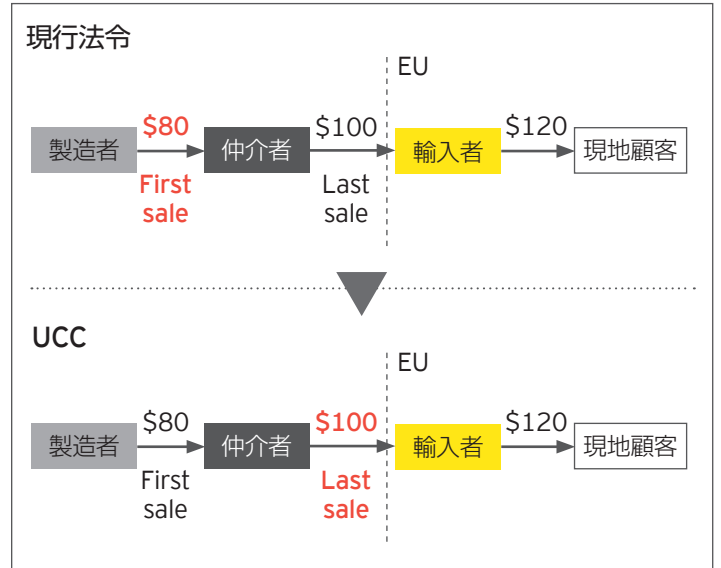
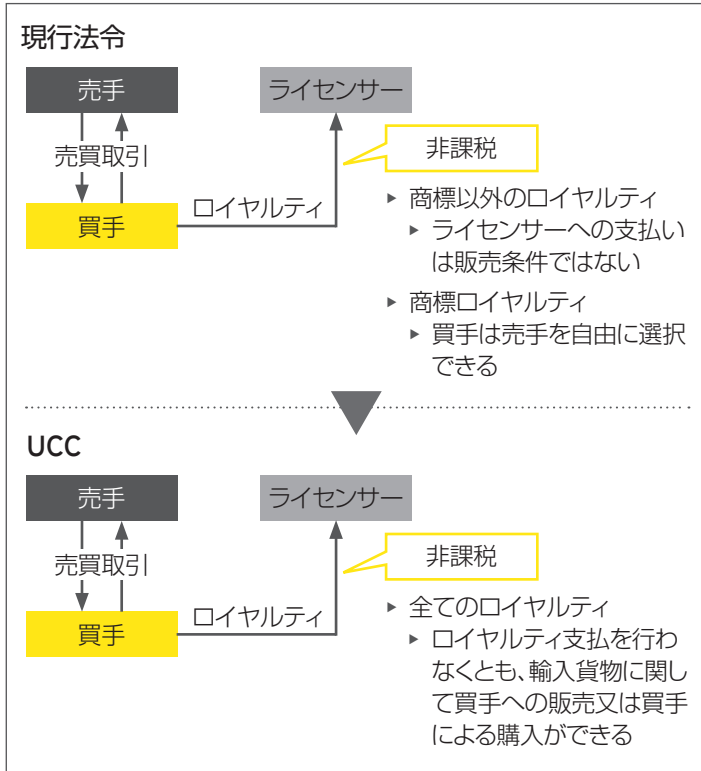
▶ ロイヤルティ等の課税要件の実質的な拡大の可能性

輸入貨物に係る知的財産やその他無形資産に関するロイヤルティ及びライセンス料は、その支払いが輸入貨物の販売条件になっている場合にのみ、課税価格に含めることが必要とされていますが、UCCでは、販売条件の定義が拡大されることにより、課税範囲が拡大されます。具体的には、買手がライセンサーに対しロイヤルティを支払わなければ貨物を購入できない場合に、販売条件を満たすと見做される可能性があります。買手がライセンサーに対しロイヤルティを支払わない場合にライセンサーが当該取引を阻止することは一般的にあり得ることですので、今後多くの場合に当該ロイヤルティが課税価格に含まれることが懸念されます。

▶ 商標ロイヤルティの取扱いの変更

現行規定では、商標ロイヤルティには例外規定が設けられており、買手が、売手の関連者ではない他の売手から自由に商標を付した貨物入手できることを証明できる限り、上記のロイヤルティの課税要件に関係なく課税対象ではありません。しかし、草案では、この規定を廃止し、他のロイヤルティと同様の上記判断基準を適用するとしています。すなわち、現在商標ロイヤルティを課税価格に含めていない多くの企業が、当該ロイヤルティを課税価格に含めなくてはならなくなるリスクがあります。





② ファーストセール制度の廃止による課税価格の上昇

▶ ラストセール価格の適用

現行規定では、一定の要件を充足している場合、EUの輸入者は、複数の売買から構成されるサプライチェーンにおける最初の取引段階の取引価格、いわゆるファーストセール価格を利用し、税関へ申告することができるため、関税額を低く押さえることができます。しかし、草案の表現では、「税関に申告する貨物の取引価格は、貨物がEU域内に持ち込まれる直前に発生した取引(ラストセール)に基づいて、決定されなければならない」としています。これにより、ファーストセール制度が廃止され、結果として課税価格が上がることとなります。

▶ ファーストセールに関する経過的措置

輸入者とサプライヤーとの間に実施法令発効前に締結した有効な契約が存在する場合に限り、2017年末まで引き続きファーストセールの利用を可能とする経過的措置が規定されています。なお、実施法令の発効は、2015年5月から12月の間に想定されていますため、もしファーストセールの導入・延長を検討されている場合には早急に対応が必要となります。なお、この措置の詳細は議論中であり、今後変更の可能性もある点にご留意ください。

③ 保税倉庫からの販売へのラストセール制度の適用

更にファーストセールの廃止に伴い、保税倉庫を活用した関税節減手法も利用できなくなります。現行規定では、特定の保税倉庫へ貨物を搬入後にEUの買手へ販売する企業は、保税倉庫への搬入時の取引価格を関税評価額とすることができました。しかし、草案では、保税倉庫への搬入時の取引価格ではなく、保税倉庫からEUの輸入者に対して販売する(ラストセール)際の取引価格に基づいて関税評価額を決定することと規定しています。

2. 企業への影響

今回のEU関税法の改正により、次のような場合に該当する企業は、課税価格及び関税額が上昇し、コストの増加や営業利益への影響を受けると考えます。

- ▶ 輸入貨物に関するロイヤルティを第三者に払っていて、課税価格に含めていない
- ▶ 商標ロイヤルティを払っているが、課税価格に含めていない
- ▶ ファーストセール制度を利用し通関している
- ▶ 保税倉庫を利用し、保税倉庫への搬入時の価格で通関している

上記のケースに該当し、特に高額なロイヤルティ支払いがある、または高関税の貨物を輸入している場合には、潜在的なリスクを低減させる対応を検討することが必要です。対応策によっては、サプライチェーンの見直しなどの大幅なオペレーションの変更が必要となる場合も想定され、策定から実行まで時間を要することも考えられますので早期に検討を開始されることが重要となります。また、そういったサプライチェーンの見直しの際には、PEリスクや移転価格税制など、関税以外の税務リスクも念頭に入れる必要があります。

3. EYのサービス

このような新法令が企業に及ぼす財務的影響を最小限にするために、EYの関税チームでは法令に即してクライアントの皆様のおペレーションに最適な対策の策定や導入のサポートをさせていただきます。また、そのサポート体制は、海外の関税問題に経験豊富な日本人の関税専門家を中心に、現地任せだけではフォローできないきめ細かい対応を行う他、移転価格やその他国際税務チームとも連携することで、効果的かつ満足度の高い支援を実施します。EUの改正法に関してお困りのことがございましたら、お問合せください。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人
コーポレート・コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2015 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE CC20150422

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp